

綾瀬市中小企業脱炭素化促進奨励金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の中小企業者における脱炭素化を効率的に進めるため、主要電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えた市内の中小企業者に対して、予算の範囲内において奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業所（支社、支店及び分工場等を含む。）及び個人であって、従業員を雇用している者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (3) 再エネ電力 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第1項に規定するエネルギー供給事業者から供給される同条第3項に規定する再生可能エネルギー源を変換して発電された電力をいう。
- (3) 主要電力 主に製品の製造等のために電力をいう。
- (4) あやせ工場スマートナビ 綾瀬市内の中小企業の情報を集約し、市内外に発信するとともに、ビジネスマッチング機能等を実装した綾瀬市が管理・運営するプラットフォームをいう。

（交付の対象）

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、市内に事業所を有し、事業を営む中小企業者又は小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 申請日において市内で1年以上継続して事業を営んでいること。ただし、資本金の2分の1以上を大企業が所有している、又は役員のうち2分の1以上を大企業が占めている中小企業者等、操業を開始してから1年を経過していない中小企業者等を除く。

- (2) 主たる業種が、日本標準産業分類の大分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に分類される製造業であること
- (3) 市内事業所における主要電力を再エネ電力に切り替え、「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」により、神奈川県知事及び綾瀬市長の連名の認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けていること。
- (4) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (5) 綾瀬市暴力団排除条例（平成 23 年綾瀬市条例第 9 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 4 号に掲げる暴力団員等又は同条第 5 号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- (6) あやせ工場スマートナビに自社の企業情報等を掲載していること又は奨励金の交付決定までに掲載を行うこと。

（奨励金の額）

第 4 条 奨励金の額は、別表に掲げるとおりとする。

（奨励金の交付の申請）

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市中小企業脱炭素化促進奨励金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 認定証の写し
- (2) 小売電気事業者との再エネ電力への切替えに係る電力需要契約の契約書等の写し
- (3) 再エネ電力切替え後の検針票の写し
- (4) 反社会的勢力に係る誓約書（第 2 号様式）
- (5) 役員等一覧表（第 3 号様式）

（奨励金の交付の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、綾瀬市中小企業脱炭素化促進奨励金交付（不交付）決定通知書（第 4 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付の請求）

第 7 条 申請者は、前条の規定による奨励金の交付の決定を受けた者は、綾瀬市中小企業脱炭素化促進奨励金交付請求書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない

い。

（交付回数）

第 8 条 奨励金の交付は、1 中小企業者等につき、1 年度 1 回とし、3 回を限度とする。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

認定証の再エネ率	奨励金の額	
	中小企業者	小規模企業者
30%以上	30万円	15万円
70%以上	70万円	35万円
100%	100万円	50万円

第 1 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市中小企業脱炭素化促進奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地
申請者 事業所名
代表者職・氏名
電話番号 ()
担当者所属・氏名

綾瀬市中小企業脱炭素化促進奨励金交付要綱第 5 条の規定により、必要書類を添えて申請します。なお、交付決定に当たり、市税等の納付状況を確認することについて同意します。

1 申請者概要	業 種		市内操業 開始年月日	年 月 日
	資本金	円	従業員数	人
	☐ 資本金の 2 分の 1 以上を大企業が所有していない。 ☐ 役員のうち 2 分の 1 以上を大企業が占めていない。			
2 申請金額	円			
3 再エネ電力を 供給する事業所 の所在地等	住所			
	事業所名			
	電力使用場所	☐ 生産ライン ☐ 事務所 ☐ 生産ラインと事務所両方 ☐ その他 ()		
4 添付書類	(1) 「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」の活用により、神奈川県知事及び綾瀬市長の連名で交付された認定証の写し (2) 小売電気事業者との再エネ電力への切替えに係る電力需要契約の契約書等の写し (3) 再エネ電力切替え後の検針票の写し (4) 反社会的勢力に係る誓約書（第 2 号様式） (5) 役員等一覧表（第 3 号様式）			

第2号様式（第5条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号
担当者所属・氏名

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等（以下「反社会的勢力」という。）に該当すること、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与していること、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していること並びに当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っていることは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し照会を行うことについて同意します。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を市長に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を確認し、市長に報告いたします。

以上について、重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

第3号様式（第5条関係）

役員等一覧表

年 月 日現在

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名
電 話 番 号

役職名	氏名（フリガナ）	生年月日	性別	住所

この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。

個人の場合については、個人事業主を記入してください。

同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。

この名簿により欠格事項の該当の有無を確認するため神奈川県警察本部長に対し照会させていただく場合がありますので御了承下さい。

第4号様式（第6条関係）

綾瀬市中小企業脱炭素化促進奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった綾瀬市中小企業脱炭素化促進奨励金の交付について、綾瀬市中小企業脱炭素化促進奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定区分 ☐ 交付する
☐ 交付しない

(理由)

2 交付年度 年度

3 交付決定額 円

第 5 号様式（第 7 条関係）

綾瀬市中小企業脱炭素化促進奨励金交付請求書

年 月 日

（宛名）綾瀬市長

住 所 又 は 所 在 地
事 業 所 名
代 表 者 職 ・ 氏 名
電 話 番 号

綾瀬市中小企業脱炭素化促進奨励金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり綾瀬市中小企業脱炭素化促進奨励金の交付を請求します。

交 付 請 求 額	円			
添 付 書 類	綾瀬市中小企業脱炭素化促進奨励金交付決定通知書の写し			
振 込 口 座	フリガナ			
	口座名義人			
	金融機関コード			
	金融機関名		支店名	
	預金種目		口座番号	